

II 機構・職制

(令和5年3月31日現在)

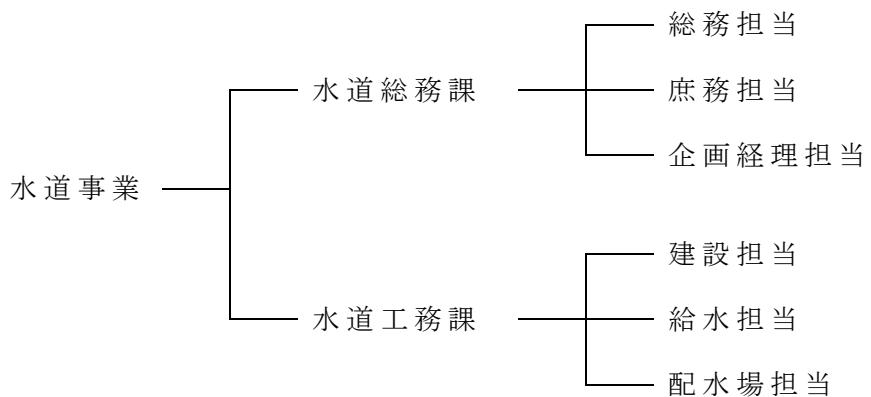
1. 機構図

2. 職員配置表

3. 年齢別職員構成

4. 事務分掌

1. 機構図



2. 職員配置表

(単位：人)

職名		部	次	課	主	係	主任	主	主任	主任	主任	主	主	技	事	技	業	員	員	務	務	務	員	計
所属		長	長	長	幹	長	主任	主査	主任	主任	技師	主任	事	師	務員	術員	務員	員	員	務員	員	員	計	
水道事業	1																						1	
水道総務課				1																			1	
総務担当						1																	1	
庶務担当						(1)			1	1													2	
企画経理担当						1	1	2										1					5	
小計				1		2	1	3	1								1					9		
水道工務課				1																			1	
建設担当					2		3	1									2		1			9		
給水担当				2			2					1	1										6	
配水場担当				1		1	2																4	
小計				1	5		4	5				1	1	2			1					20		
合計	1		2	5	2	5	8	1		1		1	1	2	1	1							30	

※括弧内の人数は、兼務による者を示す。

3. 年齢別職員構成

(単位：人)

職名 年齢別	部長	次長	課長	主幹	係長	主任 主査	主任 主査	主任 技師	主任 任事	主任 事任	技師	事務員	技術員	技術員	業務員	計
20歳未満																
20歳以上25歳未満												2	1	1		4
25〃30〃																
30〃35〃							1	1								2
35〃40〃							1					1				2
40〃45〃							4									4
45〃50〃					2	5										7
50〃55〃				3												3
55〃60〃			2	2			2									6
60歳以上	1									1						2
計	1		2	5	2	5	8	1		1	1	2	1	1		30

4. 事務分掌

水道総務課

- (1) 水道事業の認可申請に関すること。
- (2) 経営計画の策定及び経営分析に関すること。
- (3) 事務事業の企画調整、進行管理及び評価に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行の総括に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 会計事務に関すること。
- (7) 水道料金の改定に関すること。
- (8) 起債に関すること。
- (9) 資産の取得、維持管理及び処分に関すること。
- (10) 現金、預金及び有価証券の出納管理に関すること。
- (11) 貯蔵品の管理に関すること。
- (12) 出納取扱金融機関に関すること。
- (13) 電子計算処理業務の管理、推進及び総括に関すること。
- (14) 工事請負契約等の入札に関すること。
- (15) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (16) 公印の管理に関すること。
- (17) 文書の收受及び発送に関すること。
- (18) 広報に関すること。
- (19) 職員の人事、給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (20) 職員の研修に関すること。
- (21) 水道庁舎等の維持管理に関すること。
- (22) 車両の管理及び安全運転管理に関すること。
- (23) 防災計画及び消防計画の策定並びに防災訓練及び消防訓練に関すること。
- (24) 水道料金の算定、徴収及び減免に関すること。
- (25) 過誤納金の還付に関すること。
- (26) 不納欠損に関すること。
- (27) 水道の使用の開始及び中止並びに使用者の変更に関すること。
- (28) 給水停止に関すること。
- (29) 量水器の管理に関すること。
- (30) 水道料金納付証明及び水道使用証明に関すること。
- (31) 大井川広域水道（受水施設を除く。）に関すること。
- (32) 日本水道協会その他関連団体に関すること。
- (33) 他の部局との連絡調整に関すること。
- (34) 部内他課の主管に属さない事項に関すること。

水道工務課

- (1) 水道事業の認可申請に伴う工事計画の策定に関すること。
- (2) 配水場の整備計画の策定に関すること。
- (3) 配水管等の更新計画及び耐震化計画の策定に関すること。
- (4) 水源施設、ポンプ施設等の更新計画の策定に関すること。
- (5) 電子計算処理業務の管理及び推進に関すること。
- (6) 拡張事業の工事に関すること。
- (7) 配水管の工事に関すること。
- (8) 他事業に伴う配水管布設工事の調整及び施工に関すること。
- (9) 工事負担金に関すること。
- (10) 消火栓の設置等に係る受託修繕工事に関すること。
- (11) 給水管及び配水管の維持管理に関すること。
- (12) 配水管等の漏水調査に関すること。
- (13) 管網図等の維持管理に関すること。
- (14) 水道無線に関すること。
- (15) 給水台帳の管理に関すること。
- (16) 給水装置工事に関すること。
- (17) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (18) 貯水槽水道の指導に関すること。
- (19) 配水場、水源施設、ポンプ施設等の運転及び管理並びに安全対策に関すること。
- (20) 配水場、水源施設、ポンプ施設等の工事に関すること。
- (21) 導水管及び送水管の工事に関すること。
- (22) 水質管理に関すること。
- (23) 水質検査計画の策定に関すること。
- (24) 大井川広域水道の受水施設に関すること。
- (25) 専用水道事業の指導に関すること。